

港湾の設置及び管理等に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 港湾の設置及び管理（第 2 条～第 17 条）
- 第 3 章 指定管理者（第 18 条～第 27 条）
- 第 4 章 雑則（第 28 条）
- 第 5 章 罰則（第 29 条～第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、別に定めがあるもののほか、港湾の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 港湾の設置及び管理

（設置）

第 2 条 港湾を次のとおり設置する。

名称	位置
湘南港	藤沢市江の島 1 丁目地先
葉山港	三浦郡葉山町堀内地先
大磯港	中郡大磯町大磯地先
真鶴港	足柄下郡真鶴町真鶴地先

（行為の制限）

第 3 条 港湾においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 4 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる行為については、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 港湾の施設を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (2) じんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 自動車、牛車、馬車その他の車両又は牛、馬その他の畜類を放置すること。
- (4) 物品を加工し、又は販売すること。
- (5) 港湾の施設の保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げること。
- (6) 貨物を停滞させること。
- (7) けい留施設にいかだその他の物件をけい留すること。
- (8) けい留施設において、有毒物、爆発物その他の危険物又はじんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物の荷役をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、港湾の機能を妨げる行為をすること。

2 知事は、前項ただし書の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が港湾の施設の保全又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

3 知事は、第 1 項ただし書の規定による許可に港湾の施設の保全又は利用上必要な条件を付することができる。

（利用の承認）

第 4 条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第 1 号ア及びエ並びに第 2 号イ及びウにあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。

- (1) 湘南港
  - ア 本船岸壁
  - イ 南物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋

- ウ 船舶保管地
  - エ 漁船物揚場及び漁船船揚場
  - オ 臨港道路附属駐車場
  - カ 船舶給水施設
  - キ 港湾管理事務所
  - ク 固定式荷役機械
  - (2) 葉山港
    - ア 西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、本港浮棧橋及び新港浮棧橋
    - イ 東物揚場、東中央物揚場及び東船揚場
    - ウ 南物揚場
    - エ 船舶保管地
    - オ 臨港道路附属駐車場
    - カ 港湾管理事務所
    - キ 固定式荷役機械
  - (3) 大磯港
    - ア 西岸壁、中央岸壁、東岸壁、漁船物揚場及び漁船船揚場
    - イ 西荷さばき地及び漁船荷さばき地
    - ウ 臨港道路附属駐車場
    - エ 船舶給水施設
  - (4) 真鶴港
    - ア 南物揚場及び北物揚場
    - イ 第一物揚場、第二物揚場、第三物揚場、第四物揚場、第五物揚場、第六物揚場、南船揚場及び北船揚場
    - ウ 南荷さばき地及び西荷さばき地
    - エ 船舶修理施設
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を与えないことができる。
- (1) 港湾の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
  - (3) その他利用させることが港湾の管理上支障があると認められるとき。

(専用利用の承認)

第5条 港湾の施設に構築物を設け、又は区域を画して一定の期間独占的にこれを利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が、港湾の開発若しくは利用に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき又は港湾の風致を著しく害するおそれがあるときは、これを承認してはならない。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

3 第3条第3項の規定は、第1項の承認を行なう場合について準用する。

(許可等の特例)

第6条 国又は地方公共団体が第3条第1項ただし書の規定による行為又は前条第1項の規定による利用(以下「専用利用」という。)をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもつて足りる。

2 次の各号に掲げる船舶又は車両を運行する者が、船舶給水施設以外の港湾の施設を利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。ただし、第5号及び第6号に掲げるものにあつては、その開催に伴う利用について、あらかじめ知事の同意を得たものに限る。

- (1) 犯罪捜査、警備その他警察の用務に従事する船舶又は車両
- (2) 災害救助、水防、消防又は防疫の用務に従事する船舶又は車両
- (3) 海難を避けようとする船舶
- (4) 運転の自由を失つた船舶

- (5) 国際的競技会又は国若しくは地方公共団体が主催する競技会に参加する船舶又はその練習を行なう船舶
  - (6) 祭礼その他地方的慣行の催し物に参加する船舶
- 3 専ら漁業に従事する船舶を運行する者が、次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設を専ら漁業のために利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。
- (1) 湘南港 漁船物揚場及び漁船船揚場
  - (2) 葉山港 東物揚場、東中央物揚場及び船揚場
  - (3) 大磯港 漁船物揚場、漁船船揚場及び漁船荷さばき地
  - (4) 真鶴港 南物揚場、第一物揚場、第三物揚場、第六物揚場、南船揚場、北船揚場及び船舶修理施設

(利用の期間)

第7条 第4条第1項の規定による利用の期間は1箇年以内とし、第5条第1項の規定による専用利用の期間は5箇年以内とする。

(遵守事項)

第8条 港湾の施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 船舶又は車両の修理のための用具又は資材その他の物件を放置しないこと。
- (2) 港湾の施設又は他の船舶若しくは車両に損傷を与えたときは、すみやかに知事に届け出ること。
- (3) けい留施設及び他の船舶に衝撃を与えないよう適当な防げん具を使用すること。
- (4) 投げように当つては、他のびよう鎖と交さしないように投げようすること。
- (5) 荷役等を終わつたときは、すみやかに船舶を離岸させ、又は転けいすること。
- (6) 火災その他により他に危害を及ぼすおそれのある事態が生じたときは、すみやかに離岸その他の適当な処置をとること。
- (7) 天候不穏のおそれがあるときは、いつでも避難できるように準備すること。
- (8) 有毒物又は爆発物その他の危険物を積載して臨港道路付属駐車場に駐車しないこと。
- (9) 臨港道路付属駐車場において火気を使用しないこと。

(承認に基づく地位の承継)

第9条 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、第4条第1項の承認に係る船舶又は第5条第1項の承認に係る事業を承継した法人に限る。)は、被承継人が有していた承認に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事(第4条第1項各号(同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウを除く。))に掲げる施設における同項の承認に基づく地位の承継にあつては、指定管理者)に届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第10条 第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認に基づく権利は、知事(第4条第1項各号(同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウを除く。))に掲げる施設における同項の承認に基づく権利にあつては、指定管理者)の承認がなければ、譲渡することができない。

2 前項の規定により承認に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた承認に基づく地位を承継する。

(利用料、使用料及び占用料等の徴収)

第11条 第4条第1項の規定による利用又は第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けた者から別表第1に定める額の利用料を徴収する。

2 地方自治法第238条の4第7項の規定による港湾の施設の使用については、前項中第5条第1項の規定による専用利用の利用料の例により使用料を徴収する。

3 港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第37条第1項の規定による許可(同項第1号又は第2号に該当するものに限る。)を受けた者から、別表第2に定める額の占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。

- 4 第1項に規定する利用料の額及び前項に規定する占用料等の額が100円に満たないときは、その額を100円とする。
- 5 第1項に規定する利用料の額及び第3項に規定する占用料等の額の変更については、あらかじめ神奈川県港湾審議会の意見を聴くものとする。

(利用料等の減免)

第12条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用料を免除する。

- (1) 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶
  - (2) 港湾に係る公務のための船舶、車両又は貨物
  - (3) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための船舶、車両又は貨物
  - (4) その他知事が特に認める船舶、車両又は貨物
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用料を減免することができる。
- (1) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のため港湾の施設の専用利用をするとき。
  - (2) 港湾の機能を助長する施設として知事が特に認める構築物の設置のため港湾の施設の専用利用をするとき。
  - (3) 地元漁業協同組合又はその組合員が漁業上欠くことのできない用途にあてるため、主として漁業の用に供する目的で設置された港湾の施設の専用利用をするとき。
  - (4) 知事が指示する行為を行なうため、港湾の施設の専用利用をするとき。
  - (5) 地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき。
  - (6) その他知事が特に認める船舶又は車両により港湾の施設を利用するとき。
- 3 知事は、次の各号に掲げる場合で特に必要と認めるときは、占用料等を減免することができる。
- (1) 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事を行うとき。
  - (2) 営利を目的としない公益事業を行うとき。
  - (3) 漁業上欠くことのできない行為を行うとき。
  - (4) 知事が指定する行為を行うとき。

(利用料等の不還付)

第13条 既に徴収した利用料及び占用料等は、還付しない。ただし、知事が災害その他特別の事情により利用、占用又は採取することができないと認めるときは、この限りでない。

(入出港の届出)

第14条 船舶が入港したとき又は出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- (1) 総トン数5トン未満の船舶
- (2) 第6条第2項各号に掲げる船舶
- (3) もつばら漁業に従事する船舶

(けい留場所等の指示及び変更)

第15条 知事は、港湾の施設の利用上必要と認めるときは、船舶のけい留場所、車両の駐車場所若しくは貨物の滞留場所を指示し、又はその変更を命ずることができる。

(港湾の施設の利用の禁止又は制限)

第16条 知事は、港湾の保全、開発又は利用上特に必要があると認めるときは、港湾の施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第27条第1項に規定するものを除き、その許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件若しくは指示を変更し、又は利用その他の行為の中止、構築物の改築若しくは除去、利用その他の行為により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る構築物を譲り受けた者又はこれらの者から賃貸借その他により当該違反に係る構築物を使用する権利を取得した者
  - (2) この条例の規定による許可若しくは承認に付した条件又は指示に違反した者
  - (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、港湾の施設を利用する者に対し、前項に規定する処分をすることができる。
- (1) 利用その他の行為につき、又はこれに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を受けたことを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
  - (2) 利用その他の行為又はこれに係る事業の全部若しくは一部の廃止があつたとき。
  - (3) 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動等により港湾の施設の状況が変化したことによつて、利用その他の行為が港湾の施設の保全又は利用上著しい支障を生ずることになつたとき。
  - (4) 港湾の施設に関する工事のため必要があるとき。
  - (5) 公益上特に必要があるとき。

### 第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第18条 次の表の左欄に掲げる港湾の施設の管理に関する業務のうち、同表の当該右欄に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)は、指定管理者に行わせるものとする。

港湾	業務
湘南港	1 港湾の施設(法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。)の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他湘南港の円滑な利用の確保に関する業務
葉山港	1 港湾の施設(法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。)の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他葉山港の円滑な利用の確保に関する業務
大磯港	1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 6 その他大磯港の円滑な利用の確保に関する業務
真鶴港	1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務

- |  |
|--|
| 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務  |
| 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 |
| 6 その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務  |

(指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第20条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準(第5号に掲げる基準にあつては、湘南港及び葉山港を除く。)により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 港湾の施設の運営を公正かつ中立に行うことができること。
- (5) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持及び漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等を十全に行う能力がある公共団体であること。
- (6) 津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事の指示に従い、適切に対応する体制を確保できること。
- (7) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (8) 安定した経営基盤を有していること。
- (9) 第23条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

第21条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 第4条第1項の規定による利用(同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。)に係る事務を行わない日は、規則で定める日であること。
- (3) 第4条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設の開場時間並びに同項第1号キ及び第2号カに掲げる施設の開所時間は、規則で定める時間であること。
- (4) 港湾の施設の維持管理を適切に行うこと。

- (5) 港湾の施設の利用に関する調整等を適切に行うこと。
- (6) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第20条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(利用料金の納付)

第24条 第4条第1項の規定による指定管理者の承認を受けた者は、別表第3に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金(駐車場利用料金を除く。)は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを後納させることができる。
- 4 駐車場利用料金は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 別表第3に定める額の変更については、第11条第5項の規定を準用する。

(利用料金の減免)

第25条 次に掲げる車両については、前条第1項の規定にかかわらず、駐車場利用料金を免除する。

- (1) 港湾に係る公務のための車両
- (2) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための車両
- (3) その他あらかじめ知事が特に指定した車両

2 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第26条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第27条 指定管理者は、第17条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定による承認(湘南港にあつては第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設に係るもの、葉山港にあつては同項第2号ア及びエからキまでに掲げる施設に係るものに限る。)を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

2 指定管理者は、港湾の施設(湘南港にあつては法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設、葉山港にあつては法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。)の管理上特に必要があると認めるときは、当該港湾の施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができる。

#### 第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した者
- (2) 第15条又は第16条の規定による指示、命令又は処分に従わない者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万5,000円以下の過料に処する。

- (1) 第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第10条第1項の規定による承認を受けないで権利を譲渡した者

第30条 詐欺その他不正の行為により第11条第1項又は第2項に規定する利用料又は使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

第31条 詐欺その他不正の行為により占用料等の全部又は一部の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附 則（平成29年12月28日条例第86号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

1 岸壁利用料

岸壁利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用の期間	利用料
湘南港	本船岸壁	1日以内	12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
		1日を超え10日以内	99円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに99円を加算した額
		10日を超え1箇月以内	279円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに279円を加算した額
		1箇月を超え3箇月以内	789円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに789円を加算した額
		3箇月を超え6箇月以内	1,467円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,467円を加算した額
		6箇月を超え1箇年以内	1,806円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,806円を加算した額
大磯港	西岸壁	3時間以内	8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額
	中央岸壁 東岸壁 漁船物揚場 漁船舶揚場	3時間を超える期間	係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
真鶴港	第二物揚場	3時間以内	8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額
	第四物揚場 第五物揚場	3時間を超える期間	係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額



2 係留料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年	
			1 日		1 箇月		1 箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	南物揚場 中央物揚場	6メートル以下のもの	2,060円	2,520円	35,700円	42,850円	389,340円	467,190円
		北物揚場 浮棧橋	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,800円	3,410円	46,420円	55,640円	506,030円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,960円	3,550円	50,440円	60,560円	562,900円	675,420円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,410円	4,150円	57,130円	68,590円	624,680円	749,550円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,840円	4,600円	63,540円	76,180円	692,680円	831,260円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	4,290円	5,200円	71,730円	86,000円	781,990円	938,420円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,750円	5,630円	80,360円	96,420円	876,070円	1,051,250円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	5,200円	6,230円	86,610円	103,860円	945,870円	1,135,040円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,480円	6,530円	92,850円	111,470円	1,014,030円	1,216,920円
		10メートルを超えるもの	5,480円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円	6,530円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに580円	92,850円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,230円	111,470円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに	1,014,030円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに67,710円	1,216,920円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに81,840円

		を加算した額	を加算した額	円を加算した額	7,420円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	
湘南 港	漁船物揚 場	4メートル以下のもの	580円	730円	10,250円	12,340円	112,360円	134,690円
	漁船船揚 場	4メートルを超え4.5メートル以下のもの	730円	870円	13,080円	15,760円	142,410円	170,840円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	870円	1,180円	16,050円	19,320円	175,620円	210,740円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,180円	1,470円	19,190円	23,060円	208,660円	250,340円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,320円	1,610円	22,150円	26,620円	241,560円	289,920円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,470円	1,770円	24,690円	29,600円	269,080円	322,980円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,610円	1,920円	27,650円	33,180円	302,120円	362,560円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,920円	2,370円	31,680円	38,080円	345,890円	415,100円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,210円	2,650円	36,740円	44,040円	400,960円	481,180円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,520円	2,960円	41,800円	50,130円	457,080円	548,460円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	2,960円	3,550円	50,440円	60,560円	550,240円	660,240円
		9メートルを超え9.5メー	3,250円	3,840円	55,350円	66,360円	604,130円	724,980円

		トル以下のもの					
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,550円	4,290円	60,410円	72,460円	659,190円 791,070円
		10メートルを超えるもの	3,550円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,290円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	60,410円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,050円を加算した額	72,460円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,930円を加算した額	659,190円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに55,050円を加算した額 791,070円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに65,470円を加算した額
葉山港	西物揚場	6メートル以下のもの	1,690円	2,070円	29,440円	35,340円	321,210円 385,420円
	西中央物揚場	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,280円	2,730円	38,290円	45,900円	417,460円 500,970円
	東物揚場	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,420円	2,910円	41,590円	49,940円	464,380円 557,200円
	東中央物揚場	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,790円	3,410円	47,120円	56,590円	515,330円 618,360円
	東船揚場	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,170円	3,780円	52,410円	62,840円	571,460円 685,780円
	南物揚場	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,530円	4,260円	59,170円	70,960円	645,150円 774,190円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,900円	4,640円	66,280円	79,560円	722,750円 867,270円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,260円	5,130円	71,440円	85,680円	780,310円 936,410円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,530円	5,370円	76,590円	91,940円	836,580円 1,003,930円

		10メートルを超えるもの	4,530円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに340円を加算した額	5,370円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに460円を加算した額	76,590円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,130円を加算した額	91,940円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,120円を加算した額	836,580円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに55,840円を加算した額	1,003,930円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに67,510円を加算した額
葉山港	本港浮棧橋 新港浮棧橋	6メートル以下のもの	1,850円	2,260円	32,120円	38,550円	350,410円	420,460円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,480円	2,980円	41,780円	50,080円	455,420円	546,520円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,650円	3,170円	45,380円	54,490円	506,610円	607,860円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,050円	3,720円	51,410円	61,730円	562,180円	674,570円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,460円	4,130円	57,170円	68,560円	623,410円	748,130円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,850円	4,650円	64,550円	77,410円	703,800円	844,580円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,260円	5,070円	72,300円	86,790円	788,460円	946,110円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,650円	5,590円	77,940円	93,460円	851,250円	1,021,530円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,940円	5,870円	83,560円	100,300円	912,640円	1,095,200円
		10メートルを超えるもの	4,940円 に10メートルを超える0.5	5,870円 に10メートルを超える0.5	83,560円 に10メートルを超える0.5	100,300円 に10メートルを超える	912,640円 に10メートルを超える0.5メー	1,095,200円 に10メートルを超える0.5メー

			メートル までごと に380円 を加算し た額	メートル までごと に500円 を加算し た額	メートル までごと に5,590 円を加算 した額	0.5メー トルまで ごとに 6,670円 を加算し た額	ルまでごと に60,920円 を加算した 額	トルまでご とに73,650 円を加算し た額
真鶴 港	南物揚場	6メートル以 下のもの	1,320円	1,610円	21,420円	25,730円	233,670円	280,390円
	北物揚場	6メートルを 超え6.5メー トル以下のも の	1,610円	1,920円	27,810円	33,310円	303,620円	364,350円
	第一物揚 場	6.5メートル を超え7メー トル以下のも の	1,770円	2,210円	30,930円	37,190円	337,700円	405,270円
	第三物揚 場	7メートルを 超え7.5メー トル以下のも の	2,060円	2,520円	34,360円	41,210円	374,760円	449,780円
	第六物揚 場	7.5メートル を超え8メー トル以下のも の	2,520円	2,960円	38,080円	45,670円	415,700円	498,900円
	南船揚場	8メートルを 超え8.5メー トル以下のも の	2,800円	3,410円	42,990円	51,630円	469,120円	562,900円
	北船揚場	8.5メートル を超え9メー トル以下のも の	3,250円	3,840円	48,200円	57,880円	525,680円	630,760円
	船舶修理 施設	9メートルを 超え9.5メー トル以下のも の	3,410円	4,150円	51,920円	62,350円	567,510円	681,070円
		9.5メートル を超え10メー トル以下のも の	3,700円	4,440円	55,780円	66,940円	608,460円	730,040円
		10メートルを 超えるもの	3,700円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に270円 を加算し た額	4,440円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に420円 を加算し た額	55,780円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に3,840 円を加算 した額	66,940円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に4,440 円を加算 した額	608,460円 に10メー トルを超 える0.5 メー トルまで ごとに 40,610円 を加算し た額	730,040円 に10メー トルを超 える0.5 メー トルまで ごとに 48,660円 を加算し た額

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が4時間に満たない場合における係留料は、1日の係留料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用の期間が1日に満たない場合（4時間に満たない場合を除く。）又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 5 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。
- 6 船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶により、出港又は帰港の際に、港湾（当該承認に係る港湾に限る。）の施設を一時的に利用する場合には、係留料は徴収しない。

## 2の2 荷さばき地利用料

荷さばき地利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用料
大磯港	西荷さばき地 漁船荷さばき地	1平方メートル1日につき 12円
真鶴港	南荷さばき地 西荷さばき地	1平方メートル1日につき 12円

備考 1平方メートル若しくは1日に満たない場合又はこれらに端数が生じた場合は、それぞれ1平方メートル又は1日として計算する。

## 3 陸置料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
			1日		1箇月		1箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	船舶保管地	4メートル以下のもの	870円	1,010円	12,630円	15,170円	147,920円	177,550円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	1,010円	1,180円	16,050円	19,320円	175,170円	210,140円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	1,180円	1,470円	19,770円	23,800円	216,250円	259,560円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,320円	1,610円	23,500円	28,260円	256,730円	308,080円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,610円	1,920円	27,220円	32,720円	297,370円	356,900円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,770円	2,060円	30,350円	36,450円	331,310円	397,540円

		トル以下のもの						
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,060円	2,520円	32,440円	38,970円	371,780円 446,210円	
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,370円	2,800円	38,970円	46,710円	425,820円 510,950円	
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,650円	3,250円	45,220円	54,310円	493,540円 592,220円	
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,100円	3,700円	51,490円	61,740円	562,450円 674,980円	
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,700円	4,440円	62,930円	75,580円	686,730円 824,120円	
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,000円	4,750円	68,150円	81,840円	743,440円 892,140円	
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,440円	5,340円	74,400円	89,280円	811,160円 973,400円	
		10メートルを超えるもの	4,440円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに360円を加算した額	5,340円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	74,400円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,230円を加算した額	89,280円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,420円を加算した額	811,160円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに67,710円を加算した額	973,400円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに81,240円を加算した額
葉山港	船舶保管地	4メートル以下のもの	720円	830円	10,410円	12,490円	122,040円 146,470円	
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	830円	950円	13,230円	15,950円	144,500円 173,360円	
		4.5メートルを超え5メー	950円	1,210円	16,310円	19,610円	178,390円 214,130円	

トル以下のもの						
5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,080円	1,320円	19,380円	23,300円	211,800円	254,170円
5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,320円	1,580円	22,440円	26,980円	245,320円	294,430円
6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,450円	1,690円	25,020円	30,050円	273,320円	327,960円
6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,690円	2,070円	26,750円	32,140円	306,700円	368,110円
7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,950円	2,310円	32,140円	38,530円	351,280円	421,520円
7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,190円	2,670円	37,290円	44,800円	407,160円	488,580円
8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,550円	3,030円	42,450円	50,940円	464,020円	556,840円
8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,030円	3,660円	51,910円	62,360円	566,540円	679,890円
9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,300円	3,900円	56,230円	67,510円	613,340円	736,010円
9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,660円	4,390円	61,360円	73,630円	669,200円	803,040円
10メートルを超えるもの	3,660円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに250円	4,390円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに290円	61,360円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,580	73,630円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,460	669,200 円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに	803,040円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに59,850円



			を加算した額	を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	49,860円を加算した額	を加算した額
--	--	--	--------	--------	---------	---------	---------------	--------

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。  
 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。  
 3 利用の期間が1日に満たない場合又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。  
 4 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。

4 駐車場利用料

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
湘南港	臨港道路附属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき410円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき820円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき610円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,640円とする。
		(その他の者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。	(その他の者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。	(その他の者) 1時間につき610円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,050円とする。

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。  
 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。  
 3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第1号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。  
 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

5 船舶給水料

船舶給水料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	給水料
湘南港	船舶給水施設	1立方メートルにつき 457円
大磯港	船舶給水施設	1立方メートルにつき 457円

- 備考 1 1立方メートルに満たない場合又はこれに端数がある場合は、1立方メートルとして計算する。  
 2 給水量は、所定の量水器により計量する。ただし、量水器の故障により給水量が明らかでないときは、知事の認定するところによる。

5の2 船舶修理施設利用料

船舶修理施設利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用料
真鶴港	船舶修理施設	1日につき12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額

備考 利用の期間が1日に満たない場合又はその期間に1日未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数は、1日として計算する。

6 クレーン利用料

港湾名	施設名	種別	利用料	
湘南港	固定式荷役機械	3トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき2,780円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき1,730円
		20トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき5,210円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき3,260円

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料は徴収しない。

6の2 港湾管理事務所利用料

(1) 会議室利用料

港湾名	施設名	区分	利用料		
			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
湘南港	港湾管理事務所	ミーティング ルーム A	全室	1時間につき 1,150円	1時間につき 1,270円
			ミーティング ルーム A 1	1時間につき 720円	1時間につき 800円
			ミーティング ルーム A 2	1時間につき 430円	1時間につき 470円
		ミーティング ルーム B	1時間につき 430円	1時間につき 470円	
		ミーティング ルーム C	1時間につき 430円	1時間につき 470円	
		ミーティング ルーム D	1時間につき 160円	1時間につき 180円	
		ミーティング ルーム E	1時間につき 160円	1時間につき 180円	
		ミーティング ルーム F	1時間につき 160円	1時間につき 180円	
		大会運営室	全部を使用する 場合	1時間につき 3,290円	1時間につき 3,630円
			2分の1を使用 する場合	1時間につき 1,650円	1時間につき 1,820円

		3分の1を使用する場合	1時間につき 1,100円	1時間につき 1,210円
		4分の1を使用する場合	1時間につき 830円	1時間につき 910円
		メモリアルルーム	1時間につき 310円	1時間につき 340円

(2) シャワー室利用料

港湾名	施設名	種別	単位	利用料
湘南港	港湾管理事務所	シャワー設備	1回	220円

(3) 船具ロッカー利用料

港湾名	施設名	種別	利用料	
湘南港	港湾管理事務所	大型	1箇年につき	15,320円
			1日につき	510円
		中型	1箇年につき	10,180円
			1日につき	300円
		小型	1箇年につき	5,140円
			1日につき	200円

7 専用利用料

専用利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、(1)及び(2)の規定を適用する場合において、第5条第1項の規定による承認の期間が1月以上にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区分	単位	専用利用料		
		港湾名		
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港	
第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	
第二種電柱		3,540円	2,790円	
第三種電柱		4,770円	3,760円	
第一種電話柱		2,060円	1,620円	
第二種電話柱		3,290円	2,590円	
第三種電話柱		4,520円	3,560円	
支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	
その他の柱類	1本1年	210円	160円	
共架電線その他上空に設ける線類		200円	140円	
地下に設ける電線その他の線類		100円	76円	
管類	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 長さ1メートル1年	外径が0.07メートル未満のもの	86円	68円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120円	97円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180円	150円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	190円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370円	290円

外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490 円	390 円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860 円	680 円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230 円	970 円
外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470 円	1,940 円
外径が2メートル以上のもの		4,930 円	3,890 円
柵類		1,190 円	860 円
看板	表示面積1平方メートル1年	7,410 円	4,580 円

- 備考 1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下この号において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 5 利用面積、利用物件の長さ若しくは表示面積が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。
- 6 利用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。
- 7 月数は、利用することができる日(以下「利用開始日」という。)から起算し、利用を終える日の属する月の利用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 8 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

(2) (1)以外の土地の専用利用

港湾名	専用利用料
湘南港 葉山港 大磯港 真鶴港	$\text{専用利用の部分に係る土地の価額} \times \frac{3}{100} \times \frac{\text{専用利用の承認をした日数}}{365}$

- 備考 1 土地の価額は、知事が別に定める額とする。
- 2 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

(3) 建物の専用利用

港湾名	専用利用料
湘南港 葉山港 大磯港 真鶴港	$\text{専用利用の部分に係る建物の価額} \times \frac{6}{100} \times \frac{\text{専用利用の承認をした日数}}{365} +$ $\text{当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地の価額} \times \frac{3}{100} \times$ $\frac{\text{専用利用の承認をした日数}}{365} \times \frac{\text{専用利用の部分に係る建物の面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$

- 備考 1 建物及び土地の価額は、知事が別に定める額とする。  
 2 面積が0.01平方メートル未満であるとき又は面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。  
 3 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

別表第2（第11条関係）

占用料等の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、法第37条第1項第1号の占用の期間が1月以上であるものに係る占用料の額は、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

区分	占用料等			
	単位	港湾名		
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年	290円	230円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		640円	500円	
第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	
第二種電柱		3,540円	2,790円	
第三種電柱		4,770円	3,760円	
第一種電話柱		2,060円	1,620円	
第二種電話柱		3,290円	2,590円	
第三種電話柱		4,520円	3,560円	
支線柱及び支線	1本（条）1年	950円	740円	
鉄塔	占有面積1平方メートル1年	1,750円	1,360円	
その他の柱類	1本1年	210円	160円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	21円	16円	
地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	86円	68円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120円	97円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180円	150円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	190円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	370円	290円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	490円	390円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	860円	680円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,230円	970円

外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円
外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円
柵類		840円	670円
係船浮標、係船くい及び信号標	1基1年	820円	640円
看板	表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月	290円	220円
土砂の採取	採取量1立方メートル	300円	

- 備考 1 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 5 占用面積、占用物件の長さ、表示面積若しくは土砂の採取量が0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル未満であるとき又はこれらの面積、長さ若しくは採取量に0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。
- 6 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算し、占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。
- 7 月数は、占用することができる日（以下「占用開始日」という。）から起算し、占用を終える日の属する月の占用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 8 占用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。
- 9 海水浴施設、売店及びバンガローの付属施設として設置する電線、水道管その他の付属工作物の占用料は、海水浴施設、売店及びバンガローの占用料の中に含まれるものとする。
- 追加〔平成11年条例55号〕、一部改正〔平成22年条例88号・27年107号〕

別表第3（第24条関係）

利用料金の上限額

1 駐車場利用料金

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
葉山港	臨港道路附属駐車場	（港湾施設利用者）	（港湾施設利用者）	（港湾施設利用者）

		1時間につき160円。 ただし、1回の駐車時間が2時間を超えると きは、1回につき420 円とする。	1時間につき310 円。ただし、1回の 駐車時間が2時間 を超えるときは、1回 につき830円とす る。	1時間につき620円。 ただし、1回の駐車時 間が2時間を超ると きは、1回につき 1,650円とする。
		(その他の者) 1時間につき160円。 ただし、1回の駐車時 間が4時間を超ると きは、1回につき800 円とする。	(その他の者) 1時間につき310 円。ただし、1回の 駐車時間が4時間 を超えるときは、1回 につき1,550円とす る。	(その他の者) 1時間につき620円。 ただし、1回の駐車時 間が4時間を超ると きは、1回につき 3,100円とする。
大磯港	臨港道路附属 駐車場	1時間につき160円。 ただし、1回の駐車時 間が3時間を超ると きは、1回につき520 円とする。	1時間につき310 円。ただし、1回の 駐車時間が3時間 を超えるときは、1回 につき1,030円とす る。	1時間につき620円。 ただし、1回の駐車時 間が3時間を超ると きは、1回につき 2,060円とする。

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。  
2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。  
3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。  
4 普通自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

## 2 港湾管理事務所利用料金

### (1) 会議室利用料金

港湾名	施設名	区分	利用料金	
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
葉山港	港湾管理 事務所	会議室A	1時間につき 340円	1時間につき 370円
		会議室B	1時間につき 420円	1時間につき 460円
		多目的室A	1時間につき 690円	1時間につき 780円
		多目的室B	1時間につき 740円	1時間につき 830円

### (2) 設備利用料金

#### ア シャワー室利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
葉山港	港湾管理事務所	シャワー設備	1回	110円

#### イ 会議室設備利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
葉山港	港湾管理事務所	会議室音響セット	1回	1,440円

- 備考 1 1回とは、継続する4時間以内の利用をいう。  
2 利用時間が継続して4時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、その超える利用1時間につき、1回の利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。この場

合において、その超える利用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

(3) 船具ロッカー利用料金

港湾名	施設名	種別	利用料金	
葉山港	港湾管理事務所	大型	1箇年につき	13,070円
			1日につき	420円
		小型	1箇年につき	6,540円
			1日につき	210円

3 舟艇上下架装置利用料金

港湾名	施設名	利用料金	
葉山港	固定式荷役機械	1回につき	620円

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、舟艇上下架装置利用料金は徴収しない。



## 港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)の施行その他港湾の管理並びに港湾法(昭和25年法律第218号)の規定に基づく届出及び通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第1条の2 次に掲げる事務は、土木事務所長(以下「所長」という。)に委任する。

(1) 港湾の設置及び管理等に関する条例(以下「条例」という。)第3条第1項ただし書及び第6条第1項の規定により、行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。

(2) 条例第4条第1項の規定により、港湾の施設の利用を承認すること(同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)

(3) 条例第5条第1項及び第6条第1項の規定により、次に掲げる専用利用を承認し、及び承認に代わる協議を行うこと。

ア 臨港道路における専用利用(イからオまでに該当するものを除く。)

イ 仮設又は可搬式構造の構築物の設置に係る専用利用(エ及びオに該当するものを除く。)

ウ 原状のまま使用する300平方メートル以下の専用利用

エ 電柱その他の柱類、鉄塔、線類、さく類及び看板の設置に係る専用利用(オに該当するものを除く。)

オ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受け、又は承認に代わる協議を行い設置した構築物に添架する構築物のための専用利用

カ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により知事がした専用利用の承認又は承認に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該承認又は承認に代わる協議に基づく専用利用と同一内容の専用利用

(4) 条例第9条第2項の規定により、前2号の承認に係る地位承継の届出を受理すること(条例第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまで、第2号ア及びエからキまで、第3号並びに第4号に掲げる施設における同項の承認に係るものを除く。)

(5) 条例第10条第1項の規定により、第2号及び第3号の承認に係る権利の譲渡を承認すること(条例第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまで、第2号ア及びエからキまで、第3号並びに第4号に掲げる施設における同項の承認に係るものを除く。)

(6) 条例第12条第2項の規定により条例第4条第1項の承認及び第3号の承認に係る利用料を減免し、並びに条例第12条第2項第2号の規定により構築物を港湾の機能を助長する施設として特に認めること。

(7) 条例第12条第3項の規定により、第14号の許可に係る占用料等を減免すること。

(8) 条例第13条ただし書の規定により、第2号及び第3号の承認に係る利用料並びに第14号の許可に係る占用料等を還付すること。

(9) 条例第14条の規定により、船舶の入出港の届出を受理すること。

(10) 条例第15条の規定により、係留場所、駐車場所及び滞留場所を指示し、並びにこれらの変更を命ずること。

(11) 条例第16条の規定により、港湾の施設の一部の利用の禁止及び制限をすること。

(12) 条例第17条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定により、許可及び承認の取消し等の監督処分を行うこと。ただし、第1号から第3号まで及び第5号の許可、承認及び協議に係るものに限る。

(13) 条例第30条の規定により、過料を科すること。

(14) 港湾法(以下「法」という。)第37条第1項及び第3項の規定により、次に掲げる行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。

ア 公共空地の占用

イ 仮設又は可搬式構造の工作物の設置に係る水域の占用

ウ 原状のまま使用する2,000平方メートル以下の水域の占用

エ 法第37条第1項又は第3項の規定により知事がした港湾区域内の水域の占有の許可又は許可に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該許可又は許可に代わる協議に基づく占有と同一内容の占有

オ 1,000立方メートル以下の土砂の採取

カ 係留施設、用水きよ又は排水きよの建設及び改良

キ 汚水等の廃物の投棄

(15) 法第56条の4第1項の規定により、同項第2号又は第3号に該当する者（前号の規定による所長の許可を受けた者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等及び許可の取消し等の監督処分を行い、並びに法第37条第1項の規定に違反した者（同項第1号の規定に違反した者については、公共空地を許可なく占有した者、仮設又は可搬式構造の工作物の設置のために許可なく水域を占有した者及び許可なく水域を原状のままに占有した者のうち違反行為発見時における当該原状のままの占有の面積が2,000平方メートル以下の面積を占有した者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等の監督処分を行うこと。

(16) 法第56条の4第2項の規定により、前号に掲げる事務に関し、必要な措置を自ら行い、及び命じた者に行わせること。

（行為の許可の申請）

第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による行為の許可を受けようとする者は、港湾施設内における行為許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

（利用の承認の申請）

第3条 次の各号に掲げる港湾の施設の利用の承認を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を所長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号アに掲げる施設 岸壁利用承認申請書（第2号様式）

(2) 条例第4条第1項第1号エ並びに第2号イ及びウに掲げる施設 1箇月以上の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては係留施設利用承認申請書（第3号様式）、1箇月未満の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては臨時係留施設利用承認申請書（第4号様式）

（専用利用の承認の申請）

第4条 条例第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けようとする者は、港湾施設専用利用承認申請書（第5号様式）を知事（第1条の2第3号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長）に提出しなければならない。

（湘南港の施設の専用利用の承認等の基準）

第5条 湘南港における条例第5条第2項に規定する風致を著しく害するおそれがあるときとは、次に掲げるときとする。

(1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に著しく調和しないものであるとき。

(2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第1左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当しないものであるとき。

2 湘南港における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による施設の使用については、その内容が次の各号に該当するものである場合に限り、これを許可することができるものとする。

(1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に調和するものであるとき。

(2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第2左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当するものであるとき。

(3) 港湾の開発又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがないものであるとき。

（利用料の徴収時期）

第6条 条例第11条第1項の規定による利用料（条例第4条第1項の規定による利用に係るものに限る。）は、前納とする。ただし、荷さばき地利用料及び船舶修理施設利用料については承認の日から起算して20日以内に、駐車場利用料については当該利用が終了した後速やかに精算し、納付しなければならない。

第7条 削除

( 出港届の時期の特例 )

第 8 条 条例第 14 条の規定による入港の届出を行う場合において、出港の日時があらかじめ定まっているときは、入港の届出と同時に届出をすることができる。この場合において、届出後に出港の日時に変更があつたときは、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

( 指定管理者指定申請書 )

第 9 条 条例第 19 条第 1 項に規定する申請書は、港湾指定管理者指定申請書 ( 第 6 号様式 ) とする。

( 指定管理者の指定の基準 )

第 10 条 条例第 20 条第 10 号に規定する規則で定める基準は、申請者である法人その他の団体の役員等が、港湾の振興について熱意と識見を有していることとする。

( 利用の事務を行わない日 )

第 11 条 条例第 4 条第 1 項の規定による利用 ( 同項第 1 号オ、第 2 号オ及び第 3 号ウに掲げる施設に係るものを除く。 ) に係る事務 ( 以下「利用の事務」という。 ) を行わない日は、港湾の区分に応じて、別表第 3 に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、利用の事務 ( 条例第 4 条第 1 項第 1 号エ及び第 2 号イに掲げる施設に係るものを除く。以下この項において同じ。 ) を行わない日を臨時に変更し、又は臨時に利用の事務を行わない日を定めることができる。

( 駐車場の開場時間 )

第 12 条 臨港道路附属駐車場の開場時間は、港湾の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。

( 1 ) 湘南港 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで

( 2 ) 葉山港 午前 5 時から午後 10 時まで

( 3 ) 大磯港 午前 5 時から午後 10 時まで ( 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあつては、午前 4 時から午後 10 時まで )

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

( 港湾管理事務所の開所時間 )

第 12 条の 2 港湾管理事務所の開所時間は、港湾の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。

( 1 ) 湘南港 午前 8 時から午後 6 時まで ( 4 月 29 日から 5 月 5 日までの日、5 月 6 日から 6 月 30 日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 ( 昭和 23 年法律第 178 号 ) に規定する休日 ( 以下「国民の祝日等」という。 ) 並びに 7 月 1 日から 8 月 31 日までの日にあつては、午前 7 時 30 分から午後 7 時まで )。ただし、ミーティングルーム A からミーティングルーム F まで、大会運営室及びメモリアルルームにあつては、午前 9 時から午後 10 時まで

( 2 ) 葉山港 午前 8 時から午後 6 時まで ( 7 月 1 日から 8 月 31 日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日等にあつては、午前 7 時 30 分から午後 7 時まで )。ただし、会議室 A、会議室 B、多目的室 A 及び多目的室 B にあつては、午前 9 時から午後 10 時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開所時間を臨時に変更することができる。

( 利用料金の承認の申請 )

第 12 条の 3 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

( 占用等の許可の申請 )

第 13 条 法第 37 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書に知事 ( 第 1 条の 2 第 14 号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長。以下この項において同じ。 ) が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

( 1 ) 法第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる行為 水域 ( 公共空地 ) 占用許可申請書 ( 第 7 号様式 )

( 2 ) 法第 37 条第 1 項第 2 号に掲げる行為 土砂採取許可申請書 ( 第 8 号様式 )

( 3 ) 法第 37 条第 1 項第 3 号に掲げる行為 工事許可申請書 ( 第 9 号様式 )

( 4 ) 法第 37 条第 1 項第 4 号に掲げる行為のうち港湾法施行令 ( 昭和 26 年政令第 4 号。以下「政令」という。 ) 第 14 条第 2 号に規定する行為 廃物投棄許可申請書 ( 第 10 号様式 )

( 廃物の指定 )

第14条 政令第14条第2号に規定する知事が指定する廃物は、汚水、残さい、残土その他これらに類する物とする。

( 書類の経由及び部数 )

第15条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類(第9条に規定する申請書を除く。)並びに法第38条の2及び法第56条の3の規定に基づく届出又は通知は、当該港湾又は水域を管轄する所長を経由して正副2部を提出しなければならない。

( 港湾審議会の委員 )

第16条 神奈川県港湾審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学識経験がある者、県議会議員、関係市町長及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

( 審議会の会長 )

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を行う。

( 審議会の会議 )

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 審議会の庶務 )

第19条 審議会の庶務は、県土整備局河川下水道部砂防海岸課において処理する。

( 審議会への委任 )

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

( 実施細目 )

第21条 この規則に定めるもののほか、港湾の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則(平成26年3月25日規則第35号)

この規則は、平成26年3月26日から施行する。

別表第1(第5条関係)

施設の名称	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
臨港道路付属 駐車場	駐車場関連施設	3メートル 以下	100分の1以内
漁船荷さばき 地	蓄養池、油倉庫、漁具倉庫及びこれらの関連施設	3メートル 以下	100分の4以内
貯油所	貯油タンク(地下に設けるものに限る。)、船舶給油施設及びこれらの関連施設	3メートル 以下	100分の80以内

別表第2(第5条関係)

施設の区分	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合

船舶保管地	ヨットクラブハウス、船舶修理施設、公衆便所、焼却炉及びこれらの関連施設	14メートル以下	100分の25以内
旅客待合所	旅客待合所、手荷物取扱所及びこれらの関連施設	10メートル以下	100分の40以内
中央緑地	公衆便所、公衆電話、公園施設、上水道ポンプ場、下水ポンプ場、消防器具保管施設及びこれらの関連施設	4メートル以下	100分の20以内
北緑地	バス停車場、公衆便所、公衆電話、公園施設及びこれらの関連施設	4メートル以下	100分の5以内

別表第3（第11条関係）

港湾の区分		利用の事務を行わない日
湘南港	本船岸壁 南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋 船舶保管地 船舶給水施設 港湾管理事務所 固定式荷役機械	(1) 火曜日（4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。）。ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 5月6日以降の最初の水曜日
	漁船物揚場 漁船船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 （(2)に掲げる日を除く。）
葉山港	西物揚場 西中央物揚場 西船揚場 本港浮棧橋 新港浮棧橋 南物揚場 船舶保管地 港湾管理事務所 固定式荷役機械	(1) 火曜日（7月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。）。ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	東物揚場 東中央物揚場 東船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 （(2)に掲げる日を除く。）
大磯港及び真鶴港		(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 （(2)に掲げる日を除く。）

様式略